

第五十六号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例
東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。
別表一の部第十四の項の次に次のように加える。

<p>第十五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）に基づく事務</p> <p>一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第一項の規定に基づく地域福利増進事業に係る土地 使用権等の取得の裁定の申請に対する 審査</p>	<p>地域福利増進事業土地使用権等裁定申請手数料 損失の補償金の見積額に イ 損失の補償金の見積額 一万九千五百円 が十万円以下の場合 ロ 損失の補償金の見積額 一万九千五百円に損失の補償金の見積額が十万円を超え百万円以下の場合 償金の見積額の十万円を超える部分が五万円に達する ごとに千九百円を加えた額</p>	<p>裁定申請のとき。</p>
--	--	-----------------

二 所有者不明土地の利用の円滑化等に
関する特別措置法第十九条第一項の規
定に基づく地域福利増進事業に係る土
地等使用権の存続期間の延長の裁定の

ハ 損失の補償金の見積額 五万三千七百円に損失の補
償金を超え五百万円 償金の見積額の百万円を超
える部分が十万円に達する
以下の場合 ごとに二千六百円を加えた
額

ニ 損失の補償金の見積額 十五万七千七百円に損失の
補償金の見積額の五百万円
が五百万円を超え二千万 を超える部分が百万円に達
円以下の場合 するごとに二千七百円を加
えた額

ホ 損失の補償金の見積額 十九万八千二百円に損失の
補償金の見積額の二千万円
が二千万円を超え一億円 を超える部分が四百万円に
以下の場合 達するごとに三千七百円を
加えた額

ヘ 損失の補償金の見積額 二十七万二千二百円
が一億円を超える場合

地域福利増進事業土地等使用権の存続期間の延長裁定申
請手数料

損失の補償金の見積額に応じ一の項に規定する額

延長裁定申
請のとき。

申請に対する審査

附 則

この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。

(提案理由)

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）の施行に伴い、地域福利増進事業の土地使用権等の取得の裁定の申請等に関する手数料に係る規定を設ける必要がある。